

高島市議会BCP(業務継続計画)

令和5年5月

(第3版)

目 次

第1章 業務継続計画に関わる基本的な考え方について

- 1. 業務継続計画の必要性と目的 - 3 -
- 2. 災害時の議会、議員の行動方針 - 3 -
 - (1) 議会の役割 - 3 -
 - (2) 議員の役割 - 3 -
- 3. 災害時の市との関係 - 4 -
- 4. 想定する災害 - 4 -

第2章 地震・風水害等に係る業務継続の体制および活動の基準

- 1. 業務継続（安否確認）体制の構築 - 5 -
 - (1) 議会事務局の体制 - 5 -
 - ① 議会事務局職員の行動基準 - 5 -
 - ② 議員への安否確認方法と確認事項 - 9 -
 - (2) 議会の体制 - 10 -
 - ① 議会災害対策会議の設置 - 10 -
 - ② 議員の基本的行動 - 12 -
 - ③ 発生時期に応じた議員の行動基準 - 12 -
 - ④ 災害対策会議などの指揮・命令系統 - 13 -
- 2. 行動時期に応じた活動内容の整理 - 15 -
 - (1) 行動形態 - 16 -
 - (2) 行動基準 - 17 -
 - (3) 議員の参集方法など - 19 -
- 3. 審議を継続するための環境の整理 - 21 -
 - (1) 庁舎の建物・設備 - 21 -
 - (2) 通信設備 - 21 -
- 4. 情報の的確な収集 - 21 -
 - (1) 地域の災害情報の収集など - 22 -
 - (2) 情報機器の活用 - 22 -

第3章 新型インフルエンザ等感染症などの感染症に係る業務継続の体制および活動の基準

- 1. 感染症に係る発生段階別の考え方 - 23 -
- 2. 業務継続（感染防止）体制の構築 - 24 -
 - (1) 議会事務局の体制 - 25 -
 - ① 議会事務局職員の行動基準 - 25 -
 - ② 議員への安否（健康状態）確認方法と確認事項 - 27 -
 - (2) 議会の体制 - 28 -
 - ① 災害対策会議の設置 - 28 -
 - ② 議員の基本的行動 - 29 -
 - ③ 発生時期に応じた議員の行動基準 - 29 -

④ 災害対策会議などの指揮・命令系統	- 30 -
3. 行動時期に応じた活動内容の整理	- 32 -
(1) 行動形態	- 33 -
(2) 行動基準	- 34 -
(3) 議員の参集方法など	- 36 -
4. 一般傍聴者への対応	- 37 -
5. 情報の的確な収集・発信	- 37 -
(1) 地域の要望等の収集・発信など	- 37 -
第4章 今後の取り組み等について	
1. 議会の防災計画と防災訓練	- 38 -
(1) 地域の災害情報の収集など	- 38 -
(2) 議会の防災訓練	- 38 -
2. 計画の運用	- 38 -
(1) 議会BCPの見直し	- 38 -
(2) 見直し体制	- 38 -
3. 計画の体系図	- 39 -
(1) 時系列にみる基本的行動パターン	- 39 -

別添様式1 議員および職員安否確認表 別添様式2 議員および職員安否（健康状態）確認表
別添様式3 情報収集連絡表

BCPとは・・・Business Continuity Planの略 業務継続計画

業務継続計画とは、災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

第1章 業務継続計画の基本的な考え方について

1. 業務継続計画の必要性と目的

近年は地球規模の気象変化の影響により各国で災害が発生しており、日本においても全国的に地震、台風、大雨などによる大規模な災害が毎年のように発生している状況である。

当市においても、平成25年の台風18号による豪雨災害では多くの家屋が浸水し、平成29年の台風21号および平成30年の台風21号による大規模停電などにより市民生活にも大きな影響を与えた。災害時において、市は状況に応じて、災害警戒本部や災害対策本部を設置し市民の安全を守るため適切な対応することとしている。また、業務継続計画

(Business Continuity Plan 以下「BCP」という。)を策定して、災害発生時における職員の行動を規定している。

議会は、二元代表制の下、予算や条例をはじめ、重要な政策、計画および事業などについて議論し、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行を監視し、地域の実情に根ざして、市の政策形成に向け働きかけを行うなどの役割を担っているものである。しかし、大規模災害が発生したときにあっては、これらの基本的な役割とは別に、被災市民の救援と災害復旧のために、市長と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。

大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関および住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた高島市議会業務継続計画(以下「議会BCP」という。)を策定するものである。

(令和3年11月)

2. 災害時の議会、議員の行動方針

(1) 議会の役割

議会は、先にも述べたように二元代表制の下、十分な議論のうえ予算や条例、重要な政策、計画および事業などについて議論し、市の団体意思を決定など重要な役割を担っているものであり、非常時においても機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならないのである。そのために様々な災害を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものである。

(2) 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能と

は別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められている。こうしたことから、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、参集指示があるまでは地域活動などに従事する役割も担うものである。

3. 災害時の市との関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に対応にあたるのは危機管理局・防災課をはじめとする行政の関係課であり、議会は主体的な役割を果たすわけではなく、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。このことを踏まえ、特に災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集し、チェックを行うことが必要である。そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

4. 想定する災害

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。これは災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市において地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく緊急事態連絡本部や市国民保護対策本部（以下「災害対策本部等」という。）が設置される災害基準を概ね準用するものである。

災害種別	災害内容
地震	震度6弱以上の地震が発生
風水害	台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的または広範囲な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるもの
雪害	大雪により、除雪や排雪が困難な状況や、集落が孤立しライフラインが途絶するなどの災害が発生した場合
原子力	市が原子力規制委員会等から「緊急事態」発生連絡を受けた場合等
感染症	社会的影響の大きい感染症、治療法や予防法が確立されていない感染症で、市内等で感染が拡大した場合、またはそのおそれがあるもの
その他	自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、大規模テロなどで、大きな災害が発生した場合、またはそのおそれがあるもの

第2章 地震・風水害等に係る業務継続の体制および活動の基準

1. 業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートになる。このスタートを迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として安否確認を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。また、この体制は議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

(1) 議会事務局の体制

市において、災害の発生が予想される場合あるいは実際に発生した場合には、議会事務局職員は、市の災害時の職員配備体制により災害対応にあたる。

① 議会事務局職員の行動基準

ア 勤務時間（8時30分～17時15分）内の場合

勤務時間内に災害が発生し、または発生するおそれがあり、市の配備体制が決定された場合、議会事務局長は市の配備指令により直ちに平常業務を中止し、議会事務局職員に対し警戒活動または応急対策活動を命令する。

配備につく議会事務局職員は、速やかに応急対策活動に従事する。

【本会議または委員会開催中】

本会議または委員会開催中における非常時優先業務は、まず、議長または委員長の指示に基づき、議員および傍聴者の避難誘導にあたり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認は、安否状況確認カードを活用するなど迅速に行う。また、これらに備え会議における議長および委員長の非常時対応マニュアル（口述書）を作成する。

【休会または閉会中】

休会または閉会中における非常時優先業務は、まず、全議員の安否確認を行い、その後、その他の非常時優先業務を行う。

イ 勤務時間外（土曜・日曜・祝日含む）の場合

議会事務局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、住居の被害状況を確認するとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。参集指定職員は、市からの参集メールに従い速やかに議会事務局へ参集し応急対策活動にあたる。その他の議会事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅での待機や地域での支援活動などに従事する。

【議会事務局職員の非常時優先業務】

- ・ 来庁者の避難誘導
- ・ 議員の安否確認
- ・ 職員の安否確認
- ・ 議場、委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保
- ・ 議場、委員会室の放送設備の稼働の確認、報道対応など
- ・ 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
- ・ 議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
- ・ 議会災害対策会議の設置
- ・ 市災害対策本部情報を議会災害対策会議へ伝達
- ・ 被災者の救出・支援
- ・ 災害関係情報の収集・整理、議員への発信

【議会事務局職員の参集基準】

種別	参集者	参集時間	参集方法	服装	携帯品
地震	第1 配備 (震度 4) 警戒体制 参集指定職員 1 名 (2 名で交代)	災害時職員参集メールにより、各職員は災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	状況に応じて移動手段を選択 最悪の場合は徒歩または自転車	作業服上下、防災ベスト、雨具、ヘルメット、長靴または運動靴等応急活動に必要な服装 冬季は防寒対策を行う	軍手、タオル、懐中電灯、携帯電話、着替え、飲料水(水筒)、食料(1 日分程度)、筆記用具、応急医療品、運転免許証、身分証明書、保険証など
	第2 配備 (震度 5 弱・震度 5 強) 警戒本部体制 参集指定職員 2 名 (4 名で交代)				
	第3 配備 (震度 6 弱) 災害対策本部体制 参集指定職員 4 名 (全員)				
風水害・雪害	第1 配備 警戒 2 号体制 参集指定職員 1 名 (2 名で交代)	あらかじめ、必要な災害情報の収集が可能であるので、気象情報等を確認し、災害時職員参集メールにより、速やかに参集	同上	同上	同上
	第2 配備 (大雪)警戒本部体制 参集指定職員 2 名 (4 名で交代)				
	第3 配備 (大雪)災害対策本部体制 参集指定職員 2 名～4 名 (交代)				
原子力	警戒体制 フェーズ 1.2 参集指定職員 1 名 (2 名で交代)	災害時職員参集メールにより、各職員は災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	同上	同上	同上
	警戒事態 フェーズ 3 参集指定職員 2 名 (4 名で交代)				
	施設敷地緊急事態 フェーズ 4 全面緊急事態 フェーズ 5 参集指定職員 2 名～4 名 (交代)				
その他 (感染症等)		メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	同上	同上	同上

※ 議会事務局職員間の連絡は、職員緊急連絡網に基づき携帯電話、メールなどにより連絡する。

※ 参集途上適宜、災害情報を収集する。

【参集者の初期対応の流れ（勤務時間外）】

種別	地震（震度4以上）	風水害（台風、暴風、洪水、土砂災害など）
参集	<p>市内において震度4が計測された場合に、第1配備参集者1名（2名で交代）が本部運営班として参集する。</p> <p>市内において震度5弱、5強が計測され、市の災害警戒本部が設置された場合に、当該職員に加えて第2配備参集者2名（4名で交代）が参集する。</p> <p>市内において震度6弱以上が計測され、市の災害対策本部が設置された場合に、第3配備参集者4名が参集する。</p>	<p>予め災害に備える体制として、警報発令時には警戒2号体制で1名（2名で交代）の職員が本部運営班として議会事務局に参集している。</p> <p>市の災害警戒本部が設置された場合には、当該職員に加えて、2名（4名で交代）の職員が参集する。</p> <p>市の災害対策本部が設置された場合には、2～4名が参集する。</p>
初期対応事項	<p>参集者は、市の災害警戒本部や対策本部体制の任務にあたるとともに、次の非常時優先業務に当たる。</p> <p>①職員の安否確認</p> <p>②庁舎（議会事務局）の被災状況および情報端末機器等の確認</p> <p>③災害対策会議の設置場所の決定</p> <p>④議員の安否確認（正副議長にはメールに加えて電話でも確認）</p> <p>⑤災害対策会議のメンバーへの参集指示</p> <p>⑥災害対策本部の情報伝達</p>	<p>災害警戒本部体制で参集している職員は、速やかに、次の非常時優先業務に当たる。</p> <p>①職員の安否確認</p> <p>②災害対策会議のメンバーへの参集指示</p> <p>③議員の安否確認（正副議長にはメールに加えて電話でも確認）</p> <p>参集者は、市の災害対策本部体制の任務にあたるとともに非常時優先業務に当たる。</p>
※災害対策会議のメンバーへの参集指示	<p>災害対策会議は、市の災害対策本部の設置後、速やかに設置することになっているが、地震の場合には、庁舎（議会事務局）の被災状況等の確認が必要なことから、予め議会職員が参集していないことから、その参集指示は、参集者が参集し、被災状況を確認した後に行う。</p>	<p>風水害では、庁舎（議会事務局）に大きな被害が無いと考えられること、また、予め職員が警戒本部体制により2名参集していることから、その参集の指示は、市の災害対策本部の設置後、速やかに行う。</p>
議員および職員の安否確認	<p>議員および職員の安否確認は、メールで行う。返信が無い場合には、携帯電話または固定電話で確認する。なお、確認された内容は、議会事務局に備える冊子に議員および職員ごとに整理する。</p>	

<p>災害対策会議の運営</p>	<p>災害対策会議の運営は、次の要領で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司会 局長 ・開催場所 委員会室、会議室または議場 (庁舎(議会事務局)が被災した場合は、別に定める場所) ・議事進行 議長 ・報告事項 市の災害対策本部における災害情報、議員と議会事務局職員の安否情報等 ・協議事項 全議員の参集の有無・時期など <p>次第(例)</p> <p style="text-align: center;">第 回高島市議会災害対策会議</p> <p>議の内容は、 会議の状況を、</p> <p style="text-align: right;">日時：令和 年 月 日 : から</p> <p style="text-align: right;">場所：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ○○○について(報告) (仮)市の災害対策本部における災害情報について 2. □□□について(協議) (仮)全議員への参集の有無について 3. その他
-------------------------	---

※P10 (2) ① 参照

② 議員への安否確認方法と確認事項

ア 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから議員の携帯メールに一斉送信、返信のない場合は、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メールへの送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

イ 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

議会事務局職員の携帯メールなどから議員の携帯メールに一斉送信、返信のない場合は、議会職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メールへの送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

ウ 議会事務局と議会職員の情報通信端末が全て使用できない場合

※「検討課題」

通信機器が全てダウンすることを想定し、衛星電話や防災無線など議会独自の連絡体制を確保する必要がある。

【安否確認事項】

別添様式1「議員および職員安否確認表」に基づき、次の内容を確認する。

- 議員とその家族の安否状況
- 議員の所在地
- 議員の居宅の被害状況
- 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- 議員の連絡先（家族などの連絡先）
- 地域の被災状況

(2) 議会の体制

① 議会災害対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため、市の災害対策本部の設置後、速やかに高島市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、災害対応に当たるものとする。災害対策会議は、議長、副議長および会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

【災害対策会議】

構成員	議長	副議長	各会派の代表者
役職	委員長	副委員長	委員
主な任務	災害対策会議を設置し、会議の事務を統括する。	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する。	委員長の指示のもと、次の任務に当たる。 ○災害対策会議の運営に関すること ○議員の安否に関すること ○議員の参集に関すること ○本会議、委員会の開催に関すること ○本会議、委員会の協議事項などに関すること ○災害情報の収集などに関すること ○市の災害対策本部等との連携に関すること ○その他、災害対応に必要と考えられること

種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
地震	市の災害対策本部等の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する。	議会事務局 (委員会室、会議室または議場)	議会事務局から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する。	会議の進行は、委員長が行う。 協議事項は、委員長が決定する。
風水害・雪害	全域	同上	市の災害対策本部等の設置後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する。	同上
	局地	同上	同上	同上
その他 (感染症除く)	同上	同上	同上	同上

※ 災害対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の参集基準と同様とする。(P20)

※ 災害対策会議の任務として記載のある「本会議、委員会の開催に関すること」、「本会議、委員会の協議事項などに関すること」の2項目については、議会運営委員会の開催が可能な場合、災害対策会議の任務外とする。

② 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で、次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。そのため、議員の消防団および自主防災組織などにおける活動については、消防団および自主防災組織などの活動の必要性と役割について十分理解するところであるが、その活動の性格上、災害時における議員の役割や活動との競合が予想されることから、原則として一構成員である団員またはメンバーに留め、消防団の団長、副団長などの役職には就かないよう努めるものとする。

- ◆災害対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など、地域における活動に積極的に従事する。
- ◆地域活動などを通して、市が収集しきれない地域の災害情報などを収集する。
- ◆収集した災害情報の報告、また、市災害対策本部からの報告等については、非常時の混乱回避のため、原則、災害対策会議（議会事務局）を通じて行うものとする。
- ◆災害対策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- ◆災害対策会議の議員は、災害対策会議が設置された場合には、上記に関わらず災害対策会議の任務に当たる。

③ 発生時期に応じた議員の行動基準

ア 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長または委員長は、直ちに本会議または委員会を休憩または散会し、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための措置を指示するものとする。議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で被災者がある場合には、その救出・支援を行う。次に、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

イ 災害が会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）に発生した場合（議員が市内にいる状態）

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。災害対策会議の議員は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに、参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機または地域での支援活動や※災害情報の収集に当たる。

※災害情報の収集

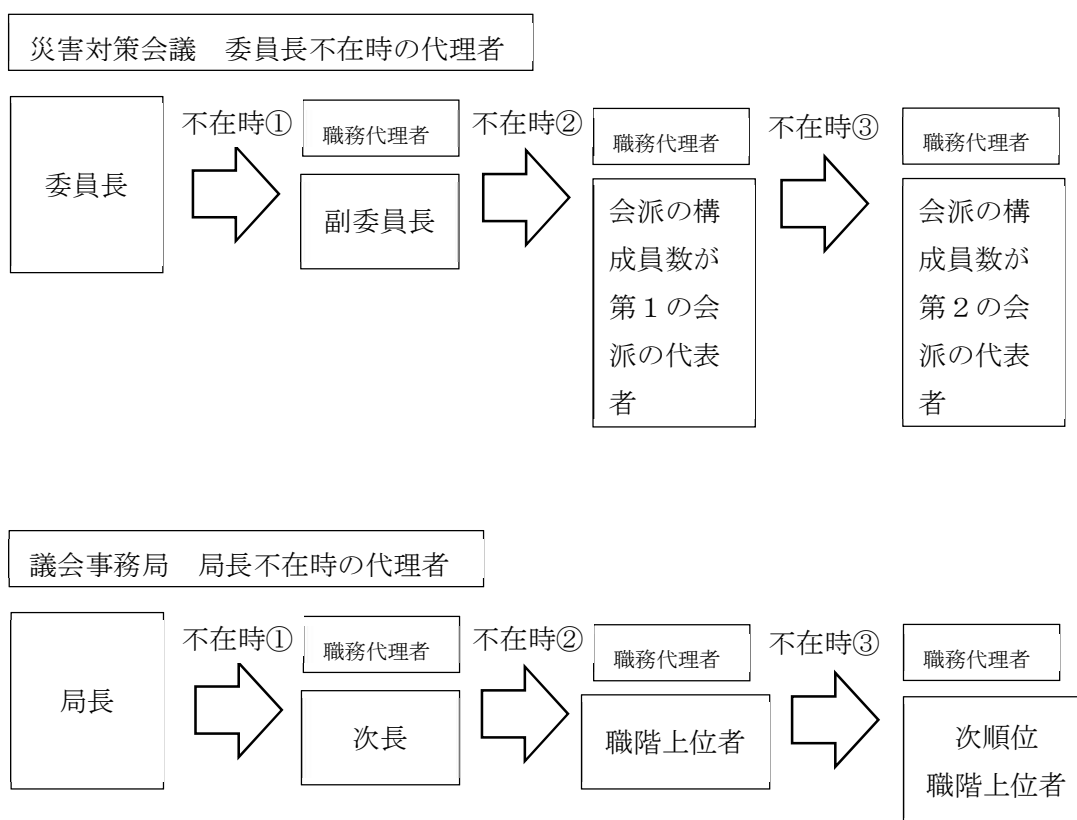
災害情報は、別添様式3「情報収集連絡表」に記載することを基本に、スマートフォンなどを活用し災害現場の写真などを災害対策会議（議会事務局）に報告する。

ウ 災害が議員が市内にいない時に発生した場合

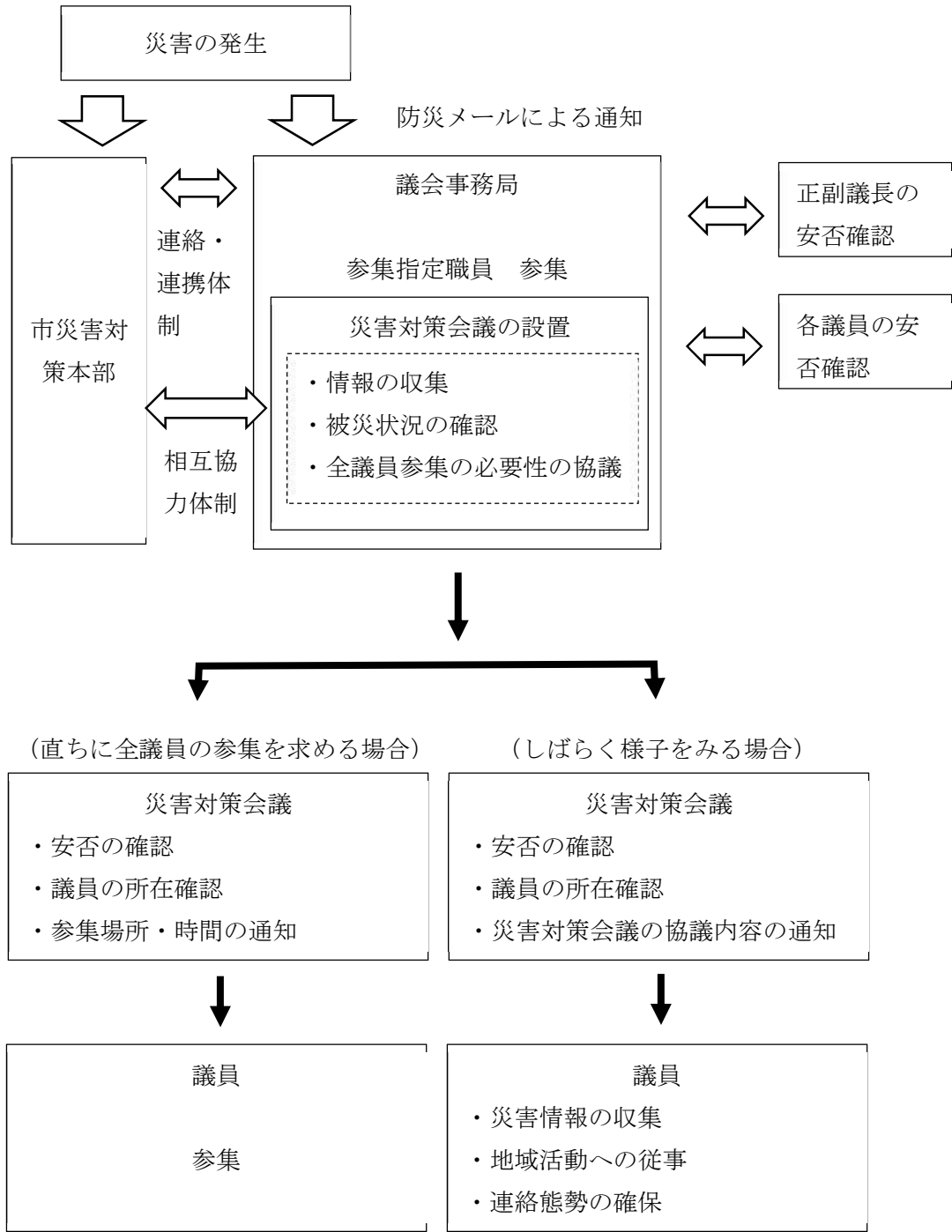
議員は、速やかに自身の安全の確保を行った上で、家族の安否の確認を行うとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。災害対策会議の議員は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに、できる限り速やかに参集し災害対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、できるかぎり速やかに市内に戻り、自宅待機または地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

④ 災害対策会議などの指揮・命令系統

災害対策会議と議会事務局においては、委員長（議長）と局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。



災害時の議会・議会事務局の流れ



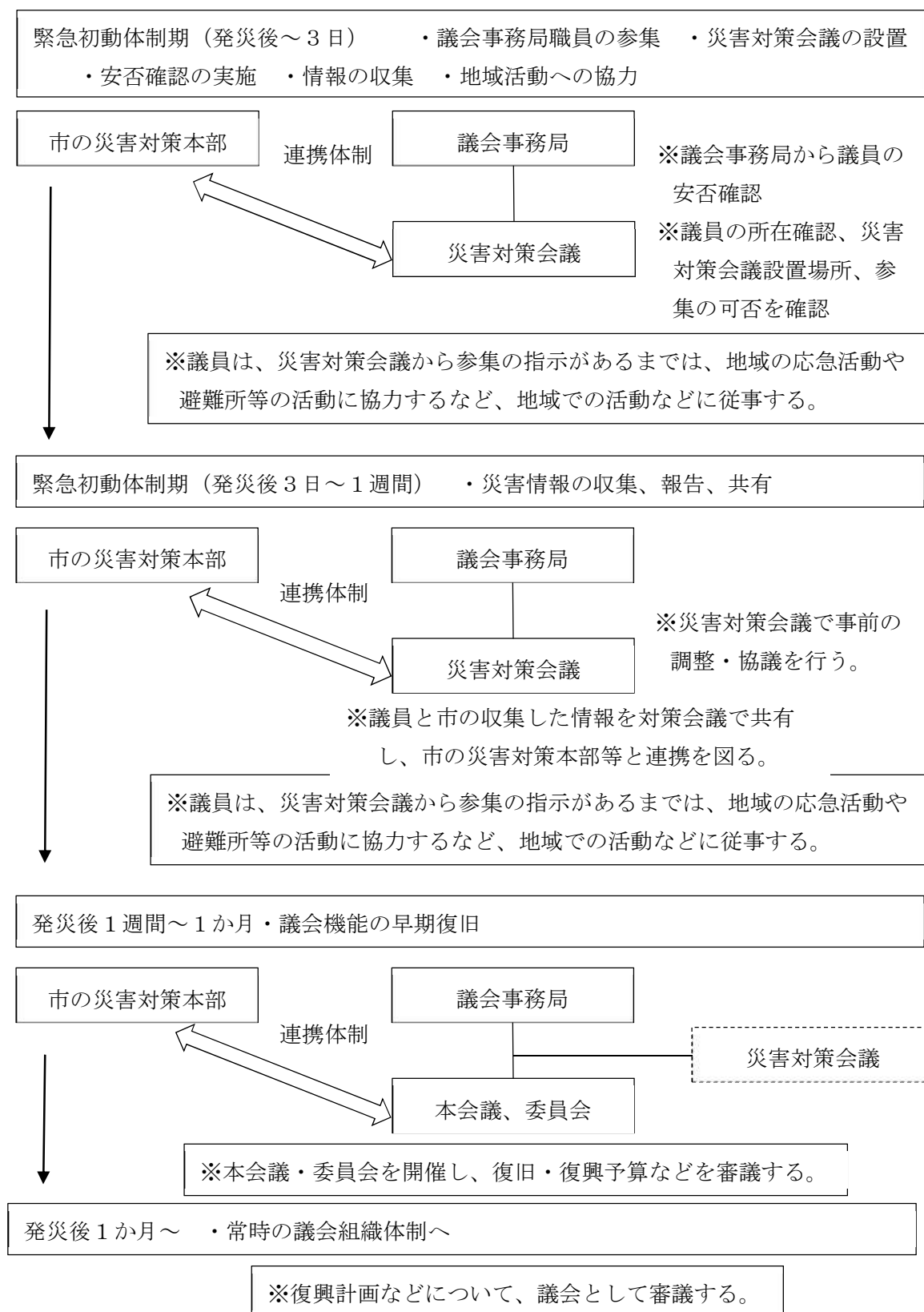
2. 行動時期に応じた活動内容の整理

災害時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理するものである。

(1) 行動形態

【災害が休日・夜間等に発生した場合の基本的行動形態】

災害時の行動形態は、次のとおりとする。



(2) 行動基準

【災害が休日・夜間等に発生した場合の基本的行動基準】

議会事務局職員、災害対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

時期	議会事務局の行動	災害対策会議の行動	議会・議員の行動
【緊急初動体制期】 災害発生直後 ～ 24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の確認 ・ 自身と家族の安全確保 ・ 参集指定職員は、議会事務局へ参集 ・ 議会事務局の被災状況の確認（対策会議の場所決定） ・ 正副議長への連絡 ・ 災害対策会議委員の参集連絡 ・ 議員の安否確認 ・ 職員の安否確認 ・ 災害対策会議の設置 ・ 議会事務局の情報端末機器の確認 ・ 電気、水道の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の設置 ・ 災害関係情報の収集 ・ 市の災害対策本部等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身と家族の安全確保 ・ 議会事務局に安否報告 ・ 災害対策会議メンバーの参集
24時間 ～ 72時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議場、委員会室等の被災状況の確認 ・ 議場、委員会室等の放送設備の確認 ・ 災害対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集 ・ 報道対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の安否などの情報整理 ・ 情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・ 市の災害対策本部等と情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・ 災害関係情報の収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力
72時間 ～ 1週間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集、整理、発信および災害対策本部への連絡 ・ 議会再開に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を収集し、全議員参集の有無を協議 ・ 議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議） ・ 市の災害対策本部等と情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・ 地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・ 災害対策会議からの指示に即応できる体制の確保

<p>1週間 ～ 1か月以降</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議の運営 ・議会再開に向けた準備 ・通常業務に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会の開催準備 ・復旧工事などの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議からの指示により、議員活動に専念 ・本会議。委員会の開催 ・議決事件の審議・議決 ・復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ・復興計画の審議 ・通常議会体制への移行
----------------------------	---	---	---

(3) 議員の参集方法など

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

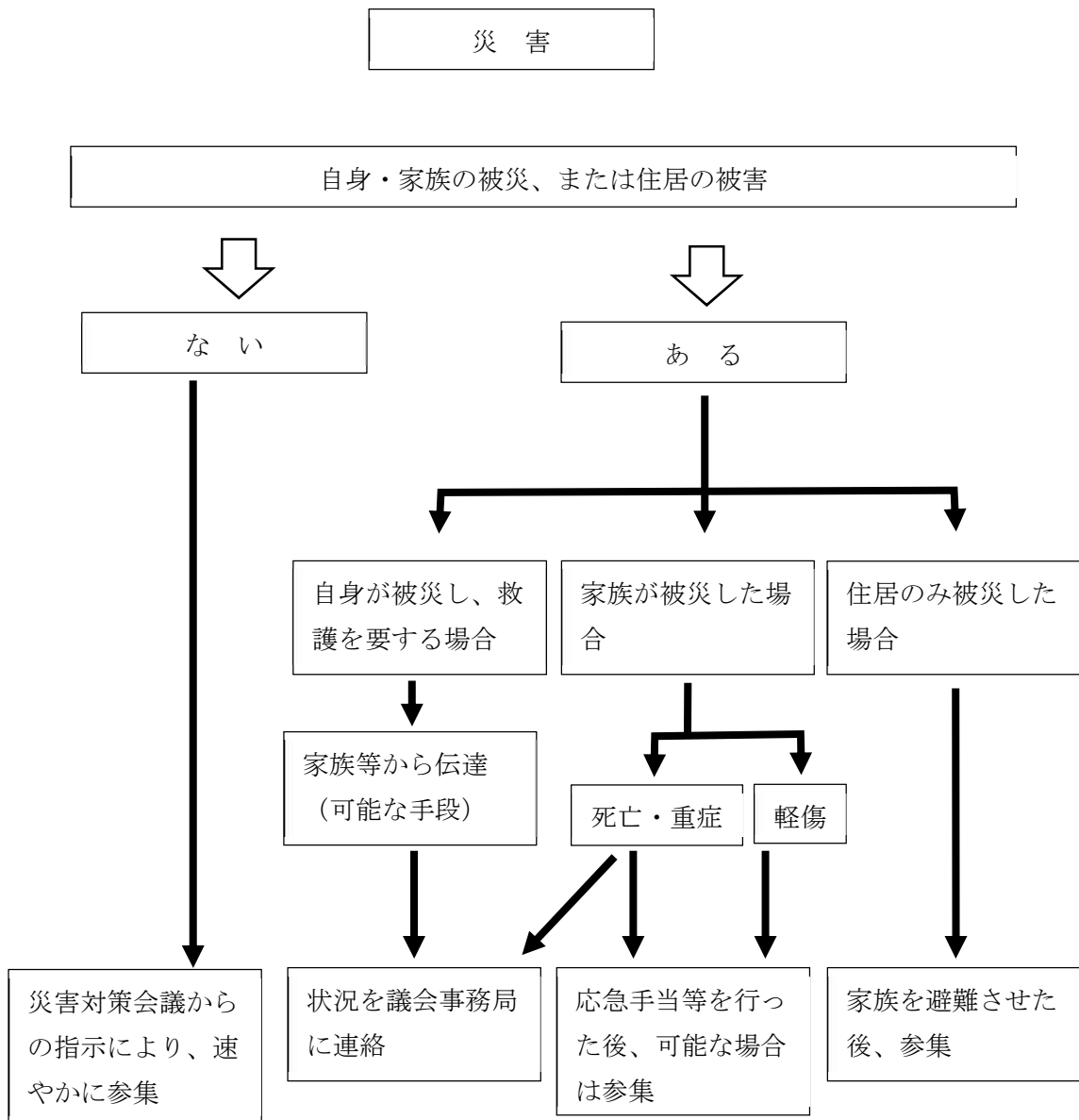
【議員の参集基準】

災害種別		参集方法（手段）	参集場所	服装	携帯品
地震		状況に応じて移動手段を選択	本庁が被災していない場合 ⇒ 議会事務局（本館3階） 本庁が被災した場合 ⇒ 災害対策会議が指示する代替施設・場所	防災服、ヘルメット、防災ベスト、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う。	携帯電話、筆記用具、飲料水、1日分の食料、軍手、マスク、着替えなど
風水害・雪害	全城	同上	同上	同上	同上
	局地	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	同上	同上	同上
その他（感染症除く）		同上	同上	同上	同上

※ 参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告する。

※ 参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

【参集時の判断基準】



議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め、情報を共有しておくことが必要である。

3. 審議を継続するための環境の整理

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、必要となる資源の現状と課題を踏まえ、必要な資源の確保に向けた措置（対応）が必要である。

(1) 庁舎の建物・設備

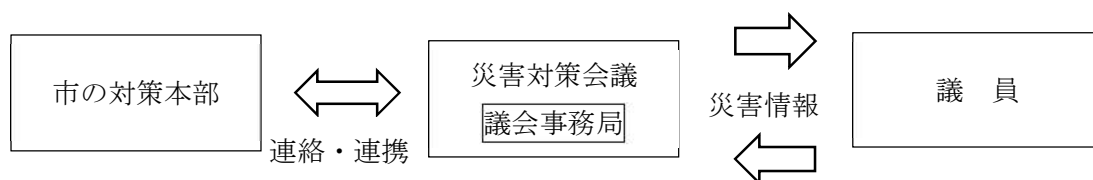
議会事務局、議場、委員会室のある本館は、平成5年に建築されており新耐震基準を満たしているが、建物の全部または一部への被害や設備機能が停止するような事態が発生した場合は、新館を災害対策会議の設置場所、本会議や委員会開催のための代替施設として使用することについて、市と協議する必要がある。

(2) 通信設備

現在、議会事務局には、一般回線による固定電話が設置されているが、災害時においては、その利用の集中・輻輳により、また回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれが高い。そのため、事務局および議員間の非常時の連絡体制について、あらかじめ確立しておく必要がある。

4. 情報の的確な収集

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市の地域防災計画に基づき配備される地区本部や関係機関などを介して、市の災害対策本部等に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的である。一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報などが寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で市の災害情報を補完するものとなる。これらのことから災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためには、それぞれの情報を共有することが大切であり、市の災害対策本部と災害対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要である。



※ 議会事務局長は市の災害対策本部員として参画する。

※ 議員の情報提供・収集などは、緊急時などを除き可能な限り災害対策会議を窓口として行うものとする。

(1) 地域の災害情報の収集など

議員は、市の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は災害対策会議からの参集の指示があるまでは、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。議員が収集する災害情報は、市が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではあるが、一方でその情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことは重要である。なお、災害情報の収集においては、別添様式3「情報収集連絡表」を活用する。

(2) 情報機器の活用

議員は、災害現場において災害写真などを撮影したときは、スマートフォン等に保存する。また、災害対策会議などにおいては、メールやSNS機能を活用し、最新情報の共有化を図るものとする。

第3章 新型インフルエンザ等感染症に係る業務継続の体制および活動の基準

1. 感染症に係る発生段階別の考え方

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別な措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

国や県の動向を踏まえ、特措法第8条の規定により、高島市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や県行動計画との整合性を確保しつつ、「高島市新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定され、行動計画で対象としている新型インフルエンザ等の感染症については、現行においては当該計画に掲げられている発生段階（※1）に応じた行動指針等を示していくことになる。

※ 1 国内の発生段階と県内の発生段階の関係

発生段階	状 態		WHOのフェーズ
未発定期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		フェーズ 1・2・3
海外発定期	海外で新型インフルエンザ等が発生しているが、国内では発生していない状態		
県内未発定期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	フェーズ 4・5・6
県内発生早期			
県内感染期	国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		ポストパンデミック期

2. 業務継続（感染防止）体制の構築

非常時（県内発生早期）以降においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の感染防止が重要になる。議員およびその家族の感染防止策や健康観察を的確に行うことは、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として感染防止を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。また、この体制は、議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

（1） 議会事務局の体制

発生段階の県内感染期となった場合には、議会事務局職員は、通常業務を縮小し、優先度の高い業務を行う。

① 議会事務局職員の行動基準

ア 海外発生期

- ・国内発生期の備え、備蓄品（マスク、消毒液）の在庫確認、不足品の補充を行う。

イ 県内未発生期・県内発生早期

- ・毎朝、本人および家族等の健康状況の把握を行うとともに、発熱および風邪症状（咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢など。）がある場合は、出勤を控える。
- ・感染予防のため議会フロア入口等への消毒液設置、マスク着用の徹底等に努める。
- ・県内発生早期時には、下記内容にも取り組む。

◎積極的に市との情報共有を行う。

◎議員およびその家族の健康状態の把握に努める。

ウ 県内感染期

- ・前段段階時の行動基準を継続する。
- ・会議の開催にあたっては、3密回避に配慮する。
- ・感染予防、まん延防止のため議会フロアの定期的な換気および消毒を実施する。
- ・議員に対しスマートフォン等を活用し情報提供を積極的に行う。
- ・流行等の状況に応じて継続する通常業務を絞り込み、優先度の高い業務を行う。

エ 小康期

- ・ 県内未発生期、県内発生早期の行動基準は継続する。
- ・ 順次、通常の業務に戻す。
- ・ 次の感染拡大に備えた対応を検討する。
- ・ 感染予防、まん延防止のため議会フロアの定期的な換気および消毒を実施する。
- ・ 3密回避への配慮を継続する。

【議会事務局職員の非常時優先業務】

- ・ 来庁者の氏名、連絡先の確認
- ・ 職員の健康観察
- ・ 議会事務局の執務場所の確保および感染予防対策
- ・ 議員の健康観察
- ・ 議員からの要望等の取りまとめ体制の確保
- ・ 災害対策会議の設置
- ・ 市対策本部、感染関係情報の整理、議員への伝達
- ・ 議場、委員会室などの会議場所の確保

【感染症事案における災害対策会議の概要】

災害対策会議の運営	<p>災害対策会議の運営は、次の要領で行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・開催場所 委員会室または会議室 ・司会 局長 ・議事進行 議長 ・報告事項 市の危機対策本部等における協議・報告内容、議員と議会事務局職員の健康状態等 ・協議事項 議会としての今後の対応など ・次第（例） <p style="text-align: center;">第 回高島市議会災害対策会議</p><p style="text-align: right;">日時：令和 年 月 日 ： から 場所：</p><ol style="list-style-type: none">1. 〇〇〇について（報告） （仮）市の対策本部等における協議・報告内容について2. □□□について（協議） （仮）議会としての今後の対応について3. その他
-----------	---

② 議員への安否（健康状態）確認方法と確認事項

ア 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから議員のスマートフォン等に一斉送信、返信のない場合は、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、スマートフォン等に加えて、直接、電話により安否を確認する。

イ 議会事務局（庁舎）が立ち入り制限等され使用できない場合

議会事務局職員のスマートフォン等から議員のスマートフォン等に一齐送信、返信のない場合は、議会事務局事務職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、議会事務局職員からスマートフォン等への送信に加えて、直接、電話により安否を確認する。

【健康状態確認事項】

- ・別添様式2「議員安否（健康状態）確認表」に基づき次の内容を確認する。
- ・議員とその家族の健康状態、議員の所在地、連絡先

※登庁している議員の健康状態確認は、議会事務局職員が聞き取り、別添様式2「議員安否（健康状態）確認表」を作成する。

（2）議会の体制

① 災害対策会議の設置

議会は、議会機能を的確に維持するため、市の新型インフルエンザ等対策本部の設置後、速やかに災害対策会議を設置し、必要に応じて災害対策会議を開催する。災害対策会議は、議長、副議長および会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うにあたっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

構成員	議長	副議長	各会派の代表者
役職	委員長	副委員長	委員
主な任務	災害対策会議を設置し、会議の事務を統括する。	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する。	委員長の指示のもと、次の任務に当たる。 <ul style="list-style-type: none">・災害対策会議の運営に関する事・議員の安否（健康状態）に関する事・議員の参集に関する事・本会議、委員会の開催に関する事・本会議、委員会の協議事項などに関する事・情報の収集・共有などに関する事・市の対策本部等との連携に関する事・その他、災害対応に必要と考えられる事

種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
感染症	市の対策本部の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する。	議会事務局 (委員会室または会議室)	議会事務局から参集場所等の指示を受けた後、自身の健康状態を確認し、速やかに参集する。	会議の進行は、委員長が行う。 協議事項は、委員長が決定する。

※ 災害対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の参集基準と同様とする。(P19)

※ 災害対策会議の任務として記載のある「本会議、委員会の開催に関すること」、「本会議、委員会の協議事項などに関すること」の2項目については、議会運営委員会の開催が可能な場合、災害対策会議の任務外とする。

※ 上記の取扱いについては、第1回の災害対策会議で協議し決定する。なお、決定後も、その後の協議で取り扱いを変更することも可能とする。

② 議員の基本的行動

議員は、県内未発生期（国内発生早期）以降、自身と家族の健康観察を行い、健康状態に異常がない場合、次の活動を行う。なお、自身または家族に発熱および風邪症状等がある場合は、登庁を控える。さらに、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。

- ・ 感染防止対策を講じて、住民の要望等の収集に努める。
- ・ 緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置に指定されている地域への不要不急の外出を自粛する。また、市内が感染拡大期にある場合は市外への不要不急の外出を自粛する。
- ・ 議会事務局からの提供情報を随時確認するとともに、連絡体制を常時確保する。
- ・ 災害対策会議の委員は、災害対策会議が開催される場合、上記に関わらず災害対策会議の任務に当たる。
- ・ 議長や災害対策会議からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動を行う。
- ・ 議会事務局等を通じて得られた情報等を活用し、感染防止対策を講じた上で、住民への情報提供に努める。

③ 発生時期に応じた議員の行動基準

ア 県内未発生期・県内発生早期

- ・ 毎朝、本人および家族等の健康状況の把握を行う。
- ・ 発熱および風邪症状がある場合は、登庁（外出）を控える。
- ・ 登庁（外出）時は、マスクの着用、手洗い等の感染予防対策に努める。
- ・ 当面の議会活動内容について検討を行う。

イ 県内感染期

- ・前段階時の行動基準を継続する。
- ・議員活動にあたっては3密回避に配慮するとともに、オンラインを活用するよう努める。
- ・市においても新型インフルエンザ等対策等行動計画に基づく業務体制が実施されていることから、執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮する。

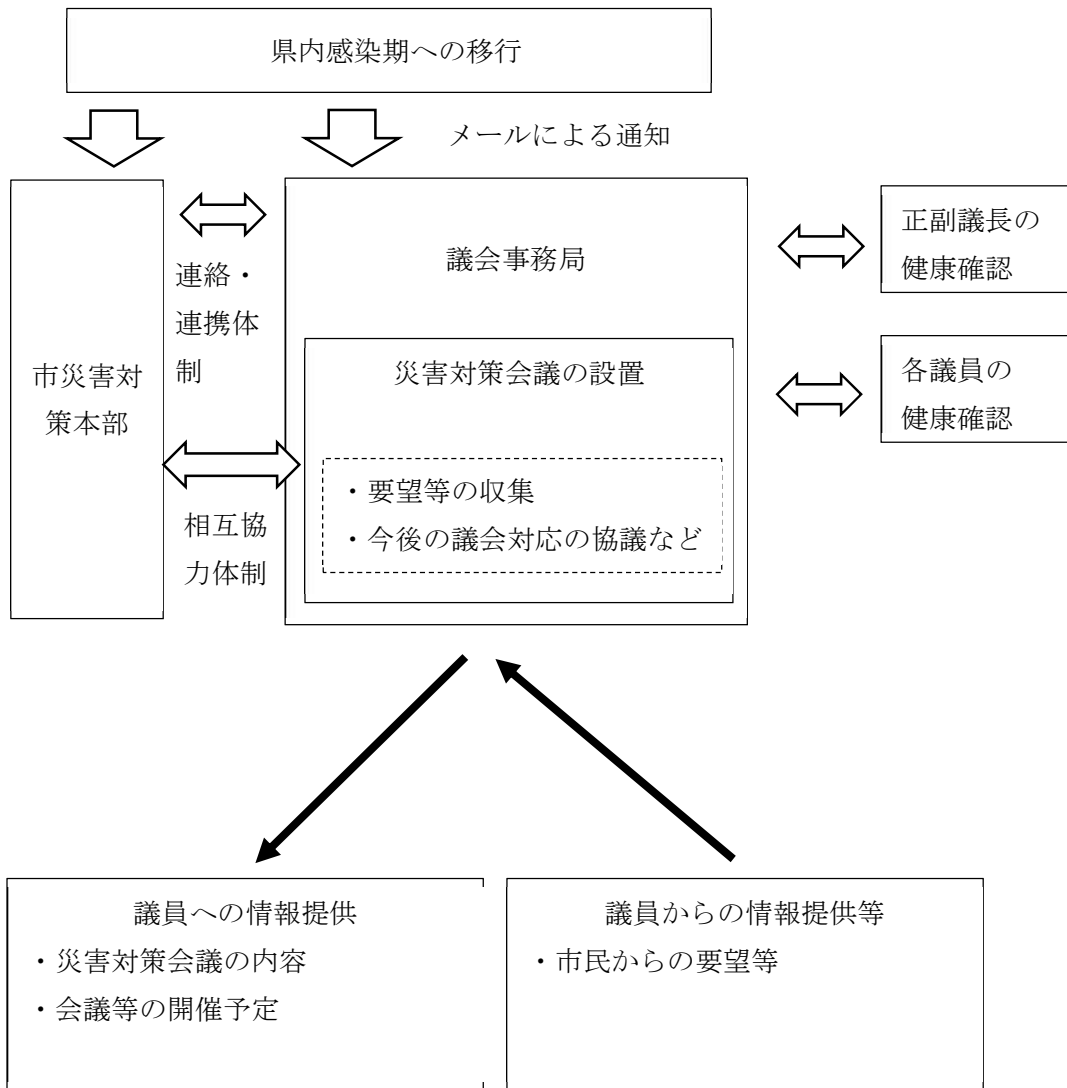
ウ 小康期

- ・県内未発生期・県内発生早期の行動基準を継続する。
- ・順次、通常の議員活動に戻すとともに、次の感染拡大に備えた対応を検討する。

④ 災害対策会議などの指揮・命令系統

P11 の記載と同じ。

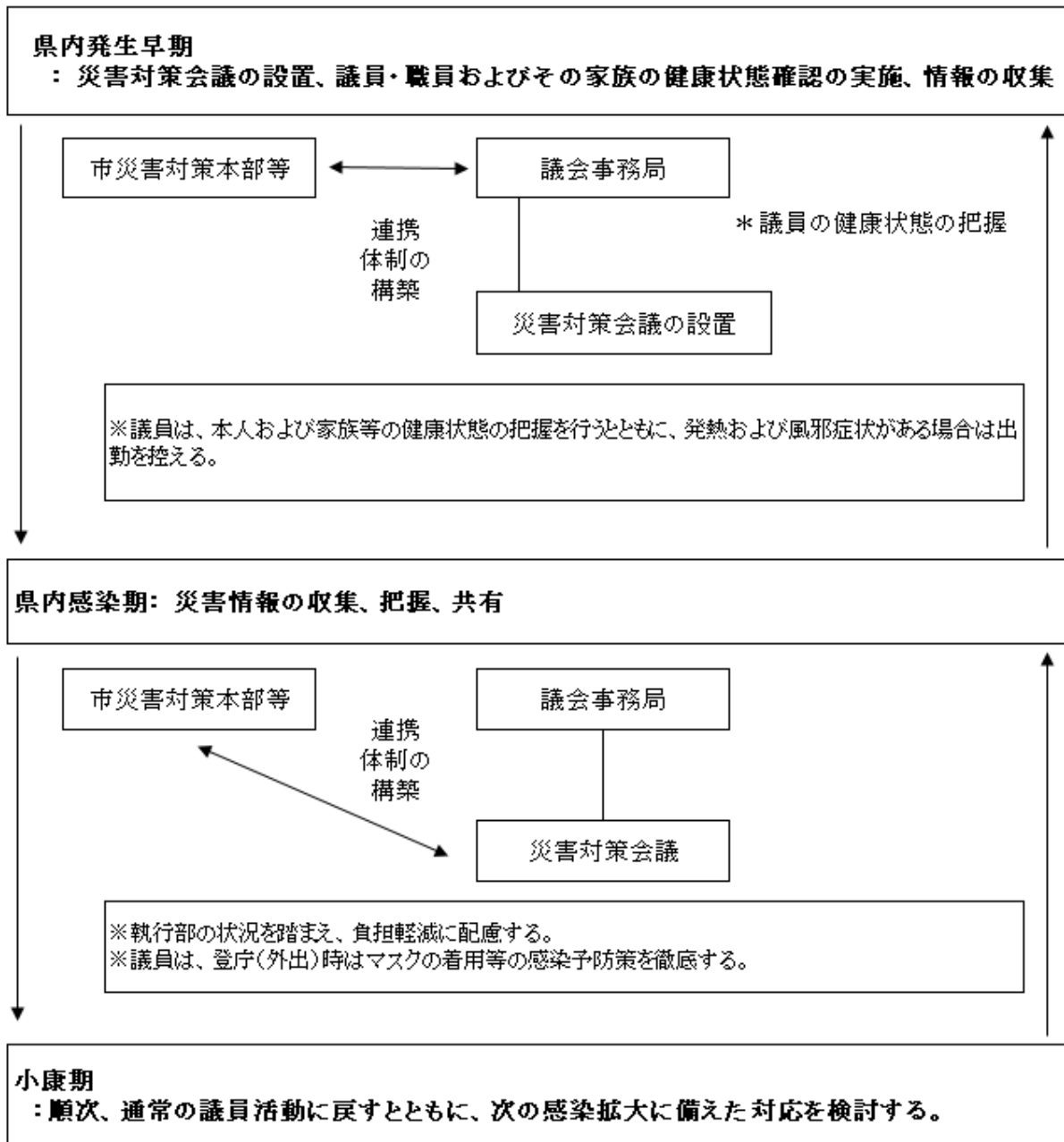
【県内感染期の議会・議会事務局の行動の流れ】



3. 行動時期に応じた活動内容の整理

発生からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、発生段階等に応じた基本的行動パターンとして整理するものである。なお、小康期から平常時に移行していく段階では、次の感染拡大への備えや特別対策が市において実施されることが考えられる。時期を逸することなくスピード感を持って、議会機能を発揮する必要がある。

(1) 行動形態 感染症発生時の行動形態は、次のとおりとする。



(2) 行動基準

議会事務局職員、議会・議員、災害対策会議の行動基準は、次のとおりとする。

なお、新型インフルエンザ等への対応は、様々な要因によって左右されるため、下記行動基準については、弾力的に運用することとし、保健所・医療機関等の指示や、国・県・市の計画・対処方針等に準じた行動をとることを原則とする。

時期	議会事務局の行動	議会・議員の行動	災害対策会議の行動
【海外発生期】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄品（マスク、消毒液）の在庫確認 ・ 不足品の発注 		
【県内未発生期】 国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人およびその家族等の健康状態の把握 ・ 時差勤務の活用 ・ 消毒液の設置 ・ マスクの着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人およびその家族等の健康状態の把握。 ・ 発熱および風邪症状がある場合は、登庁（外出）を控える。 ・ 登庁（外出）時はマスクの着用、手洗い等の感染予防対策に努める。 	
【県内発生早期】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上段の内容継続 ・ 執行部との積極的な情報共有を図る。 ・ 優先業務等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上段の内容継続 ・ 市民からの要望等を収集する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の設置 ・ 災害対策会議開催の検討 ・ 当面の議会活動内容について検討を行う。
【県内感染期】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上段の内容継続 ・ 災害対策会議の運営 ・ 議会フロアの定期的な喚起および消毒の実施 ・ 通常業務を絞り込み、優先度の高い業務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上段の内容継続 ・ 執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ災害対策会議の開催

時期	議会事務局の行動	議会・議員の行動	災害対策会議の行動
【小康期】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 順次、通常業務の再開。 ・ 議会フロアの定期的な喚気および消毒の実施。 ・ 3密回避への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人およびその家族等の健康状態の把握 ・ 発熱および風邪症状がある場合は、登庁（外出）を控える。 ・ 登庁（外出）時は、マスクの着用、手洗い等の感染予防対策に努める。 ・ 執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮し、通常の議員活動に戻す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の感染拡大に備えた対応の検討

※ 議員は緊急事態宣言およびまん延防止等緊急措置に指定されている地域への不要不急の外出を自粛する。また、市内が感染拡大期にある場合は市外への不要不急の外出を自粛する。

(3) 議員の参集方法など

議員は、対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の健康状態を把握した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の健康状態により参集できない場合には、必ずその旨を議会事務局へ報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

【議員の参集基準】

種別	参集方法	参集場所	服装	携帯品
感染症	感染防止の観点から人との接触を極力避ける方法で参集する（自家用車等）。	議事堂 （委員会室または 会議室）	通常の服装	マスク等

4. 一般傍聴者への対応

感染症発生段階別において設定されている県内感染期については、3密を回避するため、本会議や委員会等の一般傍聴について、議会運営委員会または災害対策会議において検討する。

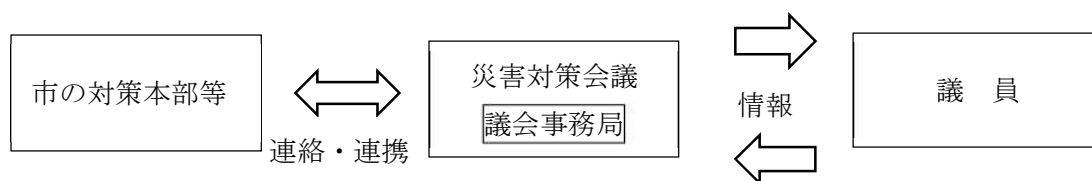
5. 情報の的確な収集・発信

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、国や県の動向および地域の実情を的確に把握することが前提となる。市において事案発生による行動計画が発動されると、通常業務から優先度の高い業務へ人員が集中されることになる。こうした状況下において、議事機関としての議会の監視機能を維持することは必要である。

しかし、執行機関が混乱している状況において、執行機関への負担軽減を図ることも必要であり、バランス感覚を保ちながら執行機関と協力し、市民福祉の向上を図っていくことが重要である。

また、市民の不安や要望等に耳を傾け、情報発信することは、地域に根差した議員にとっても重要な活動である。

災害対策会議の開催にあたっては、今後の市の取り組み等を的確に把握するため、必要に応じて執行部と情報共有することが必要である。



※ 議会事務局長は、市の災害対策本部等に本部員として参画する。

※ 議員の情報提供・収集などは、緊急時などを除き可能な限り災害対策会議を窓口として行うものとする。

(1) 地域の要望等の収集・発信など

議員は、市の把握する情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は感染防止対策を講じた上で、市民の要望等の収集、把握に努めるものとする。議員が収集、把握した要望等の執行部への発信については、執行部の人員および業務体制を鑑み、議会事務局を通じて行う。また、議員は市民の不安を払拭するため、市の情報や執行部からの回答等をもとに情報発信を行うことも重要である。

第4章 今後の取り組み等について

1. 議会の防災計画と防災訓練

(1) 地域の災害情報の収集など

地域防災計画は、災害対策基本法に基づく法定計画として市において作成されたものであり、予防から救援、応急対策、復旧・復興までを視野に入れた総合的な計画である。令和3年11月に議会BCPを作成し、非常時における議会の機能維持に向け、議会や議員の役割を明確にするとともに、議員の具体的な行動基準などを定めたところであるが、この検討においては、多様かつ広範囲な意見が積極的に交換され、議会BCPの検討事項に加えて減災対策など長期的な視点をもって取り組むべき事項（防災計画）や、議会の役割を明記した総合的な観点を踏まえた防災に係る条例の必要性が明確となったところである。今後、議会としての防災計画や、(仮称)防災基本条例の策定に向けた取り組みが求められるところである。

(2) 議会の防災訓練

議会BCPの作成を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会職員を対象とした防災および減災ならびに危機管理に関する研修会または訓練を毎年1回は実施することが必要である。

2. 計画の運用

(1) 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に改定を行うものとする。なお、今後の見直しに当たっては、外からの応援・支援を受け入れる受援力についても、重要な検討ポイントになると思われる。

(2) 見直し体制

議会BCPの見直しは、災害対策会議（会派代表者会議）で行うものとする。

3. 計画の体系図

(1) 時系列にみる基本的行動パターン

計画の全般的な体系イメージとして、発災から1か月程度までの行動などについて、災害が休日・時間外に発生した場合を1つの基本的行動パターンとして整理する。(別添参照)

令和3年11月22日	策定
令和3年11月25日	滋賀県のステージ判断指標の見直しに伴う改定
令和5年 5月17日	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け見直しに伴う改定